京都府食の安心・安全行動計画(案)

(平成19年度~21年度)

根 拠

京都府食の安心・安全推進条例

- **第5条** 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を定めるものとする。
- 2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

作成のねらい

各部局の取組を一つの計画にまとめる

総合的、効果的に取組を進める 府民にわかりやすく情報提供 毎年度の取組状況を審議会で評価

翌年度の取組に反映

目標

府内産食品(農林水産物を含む)を安心と感じる府民の割合を7割以上 にします。

取組事項

生産から流通を経て消費に至るまでの一貫した食の安心・安全の確保

- 1 安心・安全の基盤づくり
 - ・食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る行程の各段階に応 じた食品関連事業者による安全性向上についての取組を促進
- 2 安心・安全の担保
 - ・行政の役割として、生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を行い、 その結果を迅速に情報提供
- 3 信頼づくり
 - ・食の安心・安全に関する情報提供の徹底
 - ・府民の意見を行動計画等に反映するなど、府民参画を推進
 - ・食品関連事業者と消費者との交流、消費者による学習活動など、顔の見える関係づくりを進め、食品関連事業者と消費者との信頼関係を構築

作成における工夫

個別取組の3年間の数値目標を掲げる

数値目標の根拠を明示

写真・イラストで分かりやすく説明